



千葉大学ユニオンニュース第 30 号 2007 年 9 月 18 日

編集・発行：千葉大学ユニオンニュース委員会

ホームページ：<http://www.age.cc/~cuu/> メールアドレス：cuu@e-mail.jp

電話・ファックス：043-290-2234 ファックス専用：020-4666-6229 西千葉キャンパス総合
校舎G号館401室 ☆声をお寄せ下さい☆ みなさんの職場でお気づきのことや
質問を、千葉大学ユニオンは待っています。

自己目標設定・評価カードの提出は強制ではありません！

不提出で不利益な取り扱いをうけることはありません

8月22日付で「ユニオンからの団体交渉の申入れに伴う平成19年度の『教員による教育、研究、診療、管理・運営、社会貢献・国際交流、支援業務に関する自己目標設定・評価』の実施保留措置の解除について（通知）」が出されましたが、すでにユニオンニュースNo.29でお知らせしましたように、「自己目標設定・評価カード」の提出は各人の意志に任されており、また不提出を理由に「給与査定」等で不利な取り扱いを受けないことも団体交渉で確認済みです。ユニオンではこの合意事項を徹底するために、各部局長に対して別掲の委員長名による文書を送付し、同時にユニオン支部による申入れを順次行いつつあります。したがって、カードを提出しないことで不利益な取り扱いを受けることはありません。

ユニオンは自己目標設定・評価制度に反対します

ユニオン HP「討論の広場」にも、自己目標設定による自己管理の効果を疑問視する投稿がありますが、このようなシステムを導入した企業の失敗例は数多く報告されております。また多くの場合、このようなシステムは成果主義賃金や裁量労働制などとリンクして導入される傾向にあります。そのうえ、この自己目標設定・評価システムでは、自己目標を自己評価するに止まらず、部局長による「助言」や外部評価機関等への資料提供を伴うなど、職場に新たな問題を生じかねない、非常に危険なものと言わざるをえません。

したがってユニオンは団交の場で、このシステムの導入について反対を表明したうえで、前述した最低限度の歯止めについて合意したのであり、決してこの制度に賛成したわけではありません。ユニオンは「自己目標設定・評価」が千葉大学に定着していくことに対して、最大限の危惧を表明します。

非常勤問題協議結果

◆8月28日の大学本部事務局との協議について

1. 非常勤職員の再雇用制度の実現に向けて

<本部事務局>：ユニオンが申し入れに示した常勤職員と非常勤職員との均衡待遇を図るという理由ではな

2007年9月3日

千葉大学各部局長 殿

「自己目標設定・評価カード」の問題に関する団体交渉結果のお知らせについて

千葉大学ユニオン委員長 木下 勇

このたび本学宮崎理事より8月22日付けで「ユニオンからの団体交渉の申し入れに伴う平成19年度の『教員による教育、研究、診療、管理・運営、社会貢献・国際交流、支援業務に関する自己目標設定・評価』の実施保留措置の解除について（通知）」が案内されましたが、ユニオンとの団体交渉においては以下の点が確認されています。運用にあたっては、それらに十分配慮され、提出の強要や未提出理由聴取など団体交渉結果に反することがないようお願い致します。また、提出されたカードの内容は個人情報ですので、情報の厳重な管理と明記されている目的以外の使用禁止が、部局長に義務づけられていることにご留意ください。

記

8月6日の団体交渉結果（8月8日付けで学長より相違なしの返答をいただいております）

《ユニオン要求》1. 「自己目標設定・評価カード」の提出はあくまで教員一人一人の自発性に基づくものである。

《役員会回答》そのとおりである。

《ユニオン要求》2. 『個人情報保護法』第15条、第16条の規定ならびに趣旨に従い、『実施要項』の《活用》中、⑦の「諸機関」を具体的に明示する。また、⑧「その他」は削除する。

《役員会回答》⑦の「諸機関」とは、文部科学省、日本学術振興会、大学評価・学位授与機構及び大学基準協会、である。

⑧「その他」は削除する。

《ユニオン要求》3. 「自己目標設定・評価カード」は給与査定と連動しない。

《役員会回答》「自己目標設定・評価カード」を給与査定に反映させることは考えていない。

《ユニオン要求》4. 千葉大学における個人情報管理システムの不備に鑑み、当面、「自己目標設定・評価カード」の電子媒体による提出は行わない。

《役員会回答》捺印を求めていることからもおわかりのように「自己目標設定・評価カード」は紙媒体によって制作されるのが大前提である。メールでの提出は行わない。

この一年をふり返って - 残された課題 -

<執行委員会>

ユニオン事務室にて毎月第1木曜日を定例とし、必要に応じて臨時開催しました(06年12月は松戸キャンパスで開催)。月々の方針を確認し、団交・協議への対策検討、ニュース紙面の検討などです。しかし、職場や支部の活発な情報交換、各種問題検討と報告の効率的分担、長期の方針議論といった点はまだまだ不十分で、今後改善が必要です。またこの執行委員会での議論のたたき台を作る三役会議(正副委員長、事務局長)も、第1第3水曜日に事務室勤務員を交えて開催しました。ただしこの場でも、日常活動に追われ、長期的な政策を立てることが依然として脆弱な状況です。

<ユニオン事務室>

事務室の実務機能は整備されつつあり、ユニオンメンバー原簿の安全な管理、各メーリングリストの整備とアップデート、各種資料の整理と蓄積、ホームページの充実などです。ユニオンメンバーからの声を集める意欲的な窓口としてさらなる改善が必要です。

<ニュース発行>

月1回の定期発行、さらに全教職員への配布(事務職員へは原則机上配布)はユニオンの考え方を理解してもらおう基本ルートです。06-07年期には裏面に学内イベントや文化紹介などが続けられたこともあって、連帯の第一歩である教職員交流を受け持つメディアとしても進歩しました。ユニオンメンバーからの投稿など開かれた紙面づくりも今後求められましょう。

<ホームページ>

事務室勤務員のご努力によりレイアウトが改善され、直面している労働問題もより整理されるようになりました。活動を報告するのみならず、団交と協議に関わる「諸問題と資料」、投稿を掲載する「討論の広場」、学外組織からの情報収集等も目指す「リンク」といったコーナーも新設。紙媒体のニュースと連動しつつも、ユニオンの独立メディアとして確立させていきます。

<専門検討チーム>

病院職員、再雇用、非常勤などの各専門チームを十分前進させることができませんでした。執行部の外部からも専門知識を持ったメンバーの協力が必要と考えています。みなさん、どうかご協力下さい!非常勤職員問題のチームでは、パート労働者法一部改正にからむ問題や夏休み休暇について検討し、期末に団交等も実現させましたが、とくに前者については今後の継続課題です。

◆ユニオンの主な活動報告

8/7 第29号ユニオンニュース発行

8/23 事務レベルの引き継ぎ

8/28 本部事務局と協議

9/10 第1回四役会議(ニュース作成・今後の運営議題整理)

◎編集メモ

前号のNo.29から新執行部による発行ではありませんでしたが、今回No.30のニュース発行が事実上の新執行部体制による第1号です。なにぶん不慣れなもので出来映えが心配です。なお駅伝大会の申込締切は10月1日です。ふるってご参加を<吉田 記>

く、改正高年齢者雇用安定法に基づいて検討する。

<ユニオン意見>:対象者がいれば、早急に対応するべく10月までに回答していただきたい。継続して協議事項とすることで了解した。

2. 改正パートタイム労働法の施行に伴う非常勤職員に対する常勤職員との均衡待遇のためのアクションプログラムへの提示

<本部事務局>:ユニオンが申し入れに示した常勤職員と非常勤職員との均衡待遇を図るという理由ではなく、努力義務はあるので改正高年齢者雇用安定法に基づいて検討する。

<ユニオン意見>:対象者がいれば、早急に対応するべく10月までに回答していただきたい。また、現状分析に基づくアクションプログラムを企画する姿勢を強く要求する。大学は継続して協議事項とすることで了解した。

3. 非常勤職員が夫婦同一職場勤務問題に絡んで契約更新を拒否された問題(いわゆる雇い止め)について(要求通る!)

<本部事務局>:教員と事務職員の場合は、過去に不適切な科研費の管理があったので、極力疑惑を持たれないような対応が必要ではないかと思っている。今回の問題については、部局のとった処置は一つの対処の方法である。しかし、今回の問題は、対応がずさんで、不親切であった。

<ユニオン意見>:合理性があれば解雇できるが、合理性がないので解雇できないはずである。任命権者は学長で、雇用契約を結ぶのは大学であるので責任は発生する。種々の条件に関して原状回復を要求する。

<本部事務局>人事課と部局の協議の時間を一週間程度欲しい。

<最終的な回答内容>

「当該者に対して本年3月末までと同じ勤務条件(給与・任期・配置・従前の契約条件)を提示・保障するように早急に調整・手配することを理学部事務部に指示をした」、つまり、「雇い止め」が不当な処置であったことを事実上認めた。今後は担当執行委員を当該者代理人として、本部および部局の当該事務部との交渉を行う。

亥鼻駐車場問題で一步前進

ユニオンニュースNo.22でお知らせした亥鼻地区における自動車通勤教職員の駐車料金問題について、去る7月13日に開催された千葉大学亥鼻地区職員等区域利用者会において、本年10月以降のパスカードによる駐車料金が月額500円値下げされることになりました。従来の駐車料金は年間24,000円でしたが、10月からは18,000円となります。それでも東葛地区は無料、西千葉地区はカード代2000円のみ負担であることと比較すると、依然として高額です。せめて年間12,000円(西千葉地区のカード代に寄付金10,000円を加えた額)まで減額するように運動を展開していきたいと思えます。